

## 申請方法

### ① 申請書等の準備

- 高齢福祉課窓口やホームページで以下の書類を準備します。
- あわせて、ご自身が非課税世帯であること確認します。
  - ・ 助成申請書（様式1）
  - ・ 医師意見書（様式2）
  - ・ アンケート調査

### ② 「医師意見書」の準備

- 耳鼻咽喉科を受診し、申請の対象となるか相談します。
- 対象となる場合は、「医師意見書」の作成を依頼します。
  - ※ 診察料は自己負担です。「医師意見書」の作成料については、市内の耳鼻咽喉科では経費はかかりません。市外の医療機関を受診する場合は、各医療機関にご確認ください。

### ③ 補聴器の見積書の準備

- 補聴器販売店に②で作成した「医師意見書」を持参し、購入する補聴器の見積書の作成を依頼します。
  - ※ 助成の対象となる補聴器は、医療機器認定を取得したものに限りします。
  - ※ 見積書様式の指定はありませんが、補聴器明細のわかるものとします。

### ④ 申請

- 高齢福祉課へ以下の必要書類を提出します。
  - ・ 助成申請書
  - ・ ②で作成した「医師意見書」
  - ・ ③で作成した補聴器の見積書
  - ・ アンケート調査

「助成決定通知書」と「実績報告及び請求書」が郵送で届きます。

### ⑤ 補聴器の購入

- 助成決定通知書が届いたら補聴器を購入し、領収書を受け取ります。
  - ※ ③で見積書を作成した機器を購入してください。
  - ※ 領収書は、補聴器明細、購入した日付、価格のわかるものとします。

### ⑥ 助成金の請求

- 高齢福祉課へ以下の必要書類を提出します。
  - ・ ⑤で届いた「実績報告及び請求書」（様式5）
  - ・ ⑤で受け取った領収書の写し
- ※ 助成金のお支払いは口座振込です。書類の内容を確認後、30日程度でご指定の口座に振り込まれます。